

秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

秋田県知事 佐竹敬久

## 秋田県規則第六十四号

### 秋田県税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県税条例施行規則（昭和三十九年秋田県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「書類」を「ゴルフ場利用税関係書類」に、「第二十五条第二項において準用する同条第一項」を「第二十五条（第一号、第二号及び第五号ハに係る部分を除く。）」に、「書類に」を「ゴルフ場利用税関係書類に」に、「同条第四項」を「条例第九十五条第二項」に、「装置」を「装置（第六項第八号において「スキャナ」という。）」に、「同条第五項」を「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三条第五項」に改め、同条第二項中「第二十六条第二項において準用する同令第二十五条第一項及び第二十六条第一項」を「第二十五条（第三号に係る部分に限る。）及び第二十六条第一項（各号に係る部分に限る。）」に、「書類」を「ゴルフ場利用税関係書類」に改め、同条第三項第一号中「書類」を「ゴルフ場利用税関係書類」に、「法第七百五十四条において準用する法第七百五十条第二項の申請書」を「同条第四項の申請書（以下この条において「申請書」という。）」に改め、同項第二号中「書類」を「ゴルフ場利用税関係書類」に改め、同条第四項中「書類」を「ゴルフ場利用税関係書類」に改め、同項の次に次の八項を加える。

5 条例第九十五条第二項又は第三項の規定による承認を受けようとする者（次項及び第七項において「申請者」という。）は、当該承認を受けようとするゴルフ場利用税関係書類に係る電磁的記録の保存若しくは当該承認を受けようとするゴルフ場利用税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該ゴルフ場利用税関係書類の保存に代える日（当該ゴルフ場利用税関係書類が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。以下この項において同じ。）又は当該承認を受けているゴルフ場利用税関係書類について電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代える日の三月前の日までに、申請書を総合県税事務所長に提出しなければならない。ただし、新たに設立された法人が、同条第二項の承認を受け

ようとする場合において、当該承認を受けようとするゴルフ場利用税関係書類の全部又は一部が、その設立の日から同日以後六月を経過する日までの間に当該ゴルフ場利用税関係書類に係る電磁的記録の保存又は当該ゴルフ場利用税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該ゴルフ場利用税関係書類の保存に代えるものであるときは、設立の日以後三月を経過する日までに、当該申請書を総合県税事務所に提出することができる。

6 申請者は、申請書に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- 二 申請に係るゴルフ場利用税関係書類の種類
- 三 申請に係るゴルフ場利用税関係書類の保存場所
- 四 前項に規定する代える日
- 五 前項ただし書の規定により提出する申請書である場合には、同項ただし書に規定する設立の日
- 六 申請に係るゴルフ場利用税関係書類の全部又は一部が、条例第九十五条第七項の規定による保存をやめようとする旨の届出書を提出し、又は第十二項の規定による通知を受けたことのあるものである場合には、その旨及び当該届出書を提出し、又は当該通知を受けた年月日
- 七 電子計算機を使用してゴルフ場利用税関係書類を作成する場合には、当該電子計算機及びプログラム（法第七百五十条第一項に規定するプログラムをいう。次項において同じ。）の概要
- 八 スキャナによりゴルフ場利用税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合にあつては、当該スキャナの概要
- 九 申請者が、第一項及び第二項（第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によることとされる要件を満たすために採らうとする措置

- 十 前各号に掲げるもののほか、総合県税事務所長が指定した事項
- 7 申請者は、申請書に、次に掲げる書類（申請に係るゴルフ場利用税関係書類に係る電子計算機処理（地方税法施行規則第二十五条第一号に規定する電子計算機処理をいう。第二号において同じ。）に申請者が開発したプログラム以外のプログラムを使用する場合には、第一号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。
  - 一 申請に係るゴルフ場利用税関係書類に係る地方税法施行規則第二十五条第一号に規定する電子計算機処理システムの概要を記載した書類
  - 二 申請に係るゴルフ場利用税関係書類に係る電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し）
  - 三 前各号に掲げるもののほか、総合県税事務所長が必要と認める書類
- 8 条例第九十五条第五項に規定する規則で定める事実とは、次に掲げる事実とする。
  - 一 条例第九十五条第七項の規定による保存をやめようとする旨の届出書が提出され、又は第十二項の通知を受けたゴルフ場利用税関係書類であつて、当該届出書が提出され、又は当該通知を受けた日以後一年以内に申請書が提出されたこと。
  - 二 申請に係るゴルフ場利用税関係書類について、電磁的記録の保存が第一項及び第二項（第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によることとされるところにより行われないと認められる相当の理由があること。
- 9 条例第九十五条第六項に規定する規則で定める事実とは、次に掲げる事実とする。
  - 一 申請書が第五項本文の規定により提出された場合において、同項に規定する代える日の前日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたこと。
  - 二 申請書が第五項ただし書の規定により提出された場合において、申請書の提出の日から三月を経過する日までに

その申請につき承認又は却下の処分がなかったこと。

10 条例第九十五条第七項の規定による届出をしようとする者（第一号において「届出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した届出書を総合県税事務所長に提出しなければならない。

一 届出者の住所又は所在地及び氏名又は名称

二 届出に係るゴルフ場利用税関係書類の保存場所

三 届出に係るゴルフ場利用税関係書類について条例第九十五条第二項又は第三項の承認を受けた年月日又は当該承認があつたものとみなされた年月日

四 電磁的記録の保存又は電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をやめようとする場合にあっては、当該ゴルフ場利用税関係書類の種類及びそのやめようとする理由

五 申請書に記載した事項の変更をしようとする場合にあっては、変更しようとする事項及び当該変更の内容

六 前各号に掲げるもののほか、総合県税事務所長が指定した事項

11 条例第九十五条第八項に規定する規則で定める事実とは、次に掲げる事実とする。

一 当該承認を受けているゴルフ場利用税関係書類について、電磁的記録の保存が行われていないこと。

二 当該承認を受けているゴルフ場利用税関係書類について、電磁的記録の保存が第一項及び第二項（第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によることとされるところにより行われていないこと。

12 総合県税事務所長は、条例第九十五条第八項の規定により承認を取り消したときは、その旨及びその理由をその承認を受けている者に通知しなければならない。

様式第三十号その一を次のように改める。

法人の県民税、法人の事業税及び地方法人特別税の更正(決定)及び加算金額決定通知書											
									年 月 日		
所在地											
名称		様									
管理番号								秋田県総合県税事務所長 印			
地方税法第55条第 項及び第72条の 第 項並びに第72条の 第 項及び第72条の 第 項の規定により次のとおり更正(決定)したので、通知します。 この通知により納付すべき金額については、 年 月 日までに秋田県指定金融機関、秋田県収納代理金融機関又は東北各県内の郵便局に納付してください。											
事業年度 (計算期間)	～				法定納期限	区 分					
更正(決定)	法人事業税			法人県民税							
	摘 要			課税標準(千円)	税率 $\frac{100}{}$	税 額 (円)		課税標準となる① 法人税額(千円)			
	所得割	所得金額総額							法人税割額(①× $\frac{100}{}$ )		
		年 万円以下の金額							外国法人税等の控除額		
		年 万円超・年 万円以下の金額							仮装経理に基づく控除額		
		年 万円超の金額							利子割額の控除額 (控除した金額)		
		計							課税免除額		
	付加価値割	付加価値額総額							更正(決定)後の額		
		付加価値額							更正(決定)後の額		
		資本金等の額総額							更正(決定)後の額		
	資本割	資本金等の額							既納付額		
		収入金額総額							既納付額		
	収入割	収入金額							租税法		
		更正(決定)後の事業税額							過大還付請求利子割額		
	差引	平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額							この通知により納付額		
仮装経理に基づく控除額							この通知により納付額				
課税免除額							この通知により納付額				
既当期分の確定した額							この通知により納付額				
租事	租税法の実施に係る額							この通知により納付額			
	この通知により納付すべき事業税額							還付利子割額			
備 考											
地 方 法 人 特 別 税											
更正(決定)	摘 要			課税標準(円)	税率 $\frac{100}{}$	税 額 (円)					
	所得割に係る地方法人特別税額										
	収入割に係る地方法人特別税額										
	更正(決定)後の地方法人特別税額										
	仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額										
	既当期分の地方法人特別税額										
租地	租税法の実施に係る額										
	この通知により納付すべき地方法人特別税額										
加算金	区 分			基本税額(千円)	率 $\frac{100}{}$	金 額 (円)					
	過少	申告	追加	額							
		申告	追加	額							
	不加	申告	追加	額							
申告		追加	額								
重 加 算 金											
二以上の道府県において事業所等を設けて事業を行う場合の分割課税標準額等											
分割基準	法 人 事 業 税				法 人 県 民 税						
	総数	数 (人、数、円又はkm)			法人税総額	(円)					
	本数	数 (人、数、円又はkm)			分割基準	総数					
	本数	数 (人、数、円又はkm)			分割基準	基本数					
延滞金額		法律による金額									
この処分に対する救済の方法		(この欄には、様式第4号の例による教示の文を記載すること。)									

様式第三十号その三を次のように改める。

様式第30号 更正(決定)及び加算金額決定通知書 その3

県民税配当割の更正(決定)及び加算金額決定通知書									
							年 月 日		
特別徴収義務者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)									
							秋田県総合県税事務所長	印	
地方税法第71条の32第 項並びに第71条の35第 項及び第71条の36第 項の規定により次のとおり 更正(決定)したので、通知します。 この通知書によつて納入すべき金額については、 年 月 日までに秋田県指定金融機関、秋田県 収納代理金融機関又は東北各県内の郵便局に納入してください。									
更正(決定)の対象年月			年 月分	申告期限	・ ・	申告年月日	・ ・		
配当割の種類									
本 税	区 分	更正(決定)に よる税額等		既に納入の確 定した税額等		差引増減額 (①-②)	左のうち納入 済額	この通知書に より納入すべ き税額 (③-④)	
		支払金額	税額①	支払金額	税額②	③	④	③-④	
	課 税	円	円	円	円	円	円	円	
	非 課 税								
計									
加 算 金	区 分		基 本 税 額		率	金 額			
	過少申告加算金	通常額	千円		100	円			
		加算額			100				
		計							
	不申告加算金	通常額			100				
		加算額			100				
		計							
重 加 算 金				100					
延 滞 金 額			法律による金額						
備 考									
この処分不服がある場合の救済の方法			(この欄には、様式第4号の例による教示の文を記載すること。)						



## 附 則

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の秋田県県税条例施行規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。